

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：相生市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	平成元年3月29日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	相生市	職員数（H24. 4. 1現在）	3人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	271円（21年度）	財政力指数	0.573（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	94.9（21年度）	実質公債費比率（%）	14.1（22年度）
		将来負担比率（%）	179.6（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 口にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成24年度から平成28年度
計画策定責任者	相生市長 谷口 芳紀
既存計画との関係	地方公営企業の経営の総点検に基づく健全化計画
公表の方法等	市ホームページに掲載
基本方針	公共下水道事業においては、人口整備普及率が99%に達し、新規の整備はほぼ終息を迎えている中、今後老朽化した汚水処理場の改築更新が本格化することから、下水道長寿命化計画に基づき、健全な現有施設の延命化も交えることで、過大な設備投資とならないよう努める。また、安定した会計運営のため、資本費平準化債の活用による世代間負担の公平化も踏まえた公債費支出の繰り延べや、事務経費の削減等により、より一層の経営の改善を進める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	24,505.5			24,505.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)  
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業債	24,505			24,505
合 計 (A)		24,505			24,505
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		24,505			24,505

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>公共下水道事業は、平成元年の供用開始以来、順次供用を開始した結果、人口整備普及率が99%に達し、ほぼ整備の終息を迎えた。しかし、計画人口の減少（5万人→3.3万人）や、市中央部に山地を有する地理的条件により面積に比して管渠延長が長大化したことにより、人口規模に対して設備が過大なものとなっている。また、市全体の財政状況との兼ね合いから老朽化した処理施設について、改築更新ではなく延命を重視した維持管理で対処してきたが、限界を迎えつつあるものについては平成26年度以降、下水道長寿命化計画を策定しての更新を行うことを予定しており、経費の増加はやむを得ない状況にある。これらの財源確保については、平成16年度から資本費平準化債の借入を行い、世代間の費用負担の公平性を保ちながら、起債償還の繰り延べを図るとともに、水洗化の普及促進を行うほか、平成21年度には平均改定率9.54%の使用料改定を実施し、使用料単価の向上（平成23年度170円/㎡）を図った。一方で、平成19年度より処理場等の包括的民間委託を導入し、人件費等の経常経費の削減や民間のノウハウを活用した設備の延命化対策に取り組んでおり、経営の改善に努めているところである。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 設備の改築更新を加味した延命化対策</b>          汚水処理場は平成元年の供用開始以来、既に24年が経過している。これまで財政状況や公債費抑制の状況を踏まえ、延命化を図るよう維持修繕により対応してきたが、設備の安定稼働を確保する観点から、平成26年度より改築更新を実施する予定である。しかし、既存資産の活用を図り、資本投下を抑制する観点からも、更新か修繕による延命化かを機能診断等で見極めたうえ、下水道施設長寿命化計画を策定し、その計画に基づき過度な資本投下を防ぐ必要がある。</p> <p><b>課題 ② 使用料の見直しを含めた収入の安定化</b>          水洗化がある程度の進展を見せ、有収水量の増加には限界があることから、使用形態を勘案した効果的な使用料の見直しの検討を定期的に行っていく必要があるが、景気が低迷している上に、節水による使用水量の減少傾向が続く中、改定がさらなる節水意識による需要の減を招く恐れがあり、現状の使用料単価170円/㎡（平成23年度）は、近隣市に比して使用料単価が既に20円前後高い現状からも慎重に検討していく必要がある。</p> <p><b>課題 ③ 経常経費の削減</b>          水洗化がある程度の進展を見せ、有収水量の増加による使用料収入の増収が見込みにくい中、これまで、処理場の包括的民間委託の導入や、汚泥処分方法の見直しなどにより、汚水処理事業での経常経費の削減や、人件費の削減を行ってきたが、今後は建設部門や管理部門の物件費の一段の削減を考える必要がある。</p> <p><b>課題 ④ 水洗化の普及促進</b>          人口整備普及率99%、水洗化率97.5%（平成23年度）に達しており、未水洗化世帯も高齢者の単身世帯が中心であることから、有収水量の大幅な増加は見込めないが、少しでも料金収入の増加につなげるよう、引き続き水洗化普及促進を図る必要がある。</p> <p><b>課題 ⑤</b></p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 繰上償還に伴う経営改革促進効果

#### 1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	前回の健全化計画において、人件費や処理経費の削減を進めており、このうち前回計画において、人件費は人員を6人から5人に削減する計画であったが、計画終了時までさらに2人削減し、3人となっている。これを今計画で維持する。また、今後は整備事業が縮小している状況にあることから、管理部門や建設部門の物件費の削減に取り組む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	建設事業が縮小に向かい、下水管渠整備が終わりつつあるために、特定財源である受益者負担金の収入も減少しており、補助事業についても事務費が廃止されていることを踏まえ、基準外繰出しの増加に直結する建設事業における事務機器等の事務経費を中心に、管理部門や建設部門の物件費の削減に取り組む。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画初年度)	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	企業債現在高(百万円)	当初計画の目標値 (実績値) 延長計画の目標値	21,248	20,781 20,681	20,187 20,166	19,549 19,559	18,855 18,930	18,094 18,285		17,610	16,903	16,257	15,565	14,821	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	456,396	458,639	448,150	478,015	480,606	468,379							
		改善効果額			83,558	73,069	102,934	105,525	103,719	468,805					
		①有収水量の増加		8,558					8,558						
		②使用料の適正化		75,000	73,069	102,934	105,525	103,719	460,247						
		③収率の向上													
		その他④( )													
		改善効果額													
	経営の効率化	管理運営費	2,155,703	2,087,675	2,895,172	1,565,527	1,519,558	1,519,243							
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	77,839	54,415	41,344	34,079	21,990	18,574							
		改善効果額		35,696	48,767	56,032	64,911	64,911	270,317	16,144	16,144	16,144	16,144	16,144	80,720
		⑤職員給与と費の適正化		35,696	48,767	56,032	64,911	64,911	270,317	16,144	16,144	16,144	16,144	16,144	80,720
		維持管理費(上記以外)の適正化													
		その他⑥(汚泥処分経費の削減)	35,667	40,597	38,678	39,993	41,229	40,984							
		改善効果額		40,597	38,678	39,993	41,229	40,984	201,481						
当初計画改善効果額 合計									940,603						

(単位:千円・百万円)

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入							470,000	468,000	466,000	464,000	462,000	
		改善効果額												
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
		③収率の向上												
		その他④( )												
		改善効果額												
	経営の効率化	管理運営費							1,530,000	1,538,000	1,563,000	1,582,000	1,600,000	
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの							20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
		改善効果額												
		⑤職員給与と費の適正化												
		維持管理費(上記以外)の適正化												
		その他⑥(管理・建設部門の物件費の削減)						2,880			2,584	2,584	2,584	2,584
		改善効果額							2,998	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584
									-118	296	296	296	296	1,066

(単位:千円・百万円)

- 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A														81,786
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B														
A + B														81,786
＜参考＞延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														0

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

平成21年の料金改定以降、使用料単価が170円/㎡(23年度)となっており、汚水処理に係る維持管理費はすべて使用料で確保できる状況であり、また、一般会計からの繰入金金の運用についても総務副大臣通知の繰入金基準に基づき適正に公費負担を受けている状況から、現行の使用量体系を基本とする方針である。